

## 謹 賀 新 年



### 安 全 祈 願 祭



1月5日(水)、新春恒例の安全祈願祭が開催されました。当日は穏やかな晴天に恵まれ、溝口神社は多くの参拝客で賑わっておりました。神職によるお清めのお祓いと祝詞に続き、神奈川労務安全衛生協会川崎北支部長、川崎北労働基準監督署長のほか、関係各部会の部会長の方々が玉串礼拝を致しました。厳肅な雰囲気の中、各事業場ならびに参加者各位の安全をご祈願頂き、滞りなく終了致しました。



令和4年 年間標語  
全員で目をかけ 声掛け 意識して

# 年 頭 の ご 挨 拶

(公社)神奈川労務安全衛生協会川崎北支部

支部長 今井 数夫



新年明けましておめでとうございます。

令和4年の新春を迎え、会員事業所の皆様方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、当協会の活動に対しまして、川崎北労働基準監督署をはじめとする関係諸官庁のご指導と、会員事業場様のご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。本年も引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、コロナ禍において行動制限がある中、当協会の講習会に多くの方々に、ご参加いただき重ねて御礼申し上げます。さらには困難な状況の中、講習会開催に向け、ご尽力頂いた関係者の皆様に改めまして感謝を申し上げます。

一方、安全大会、衛生大会につきましては中止となり、ご迷惑をおかけすることになりました。新型コロナウイルス感染症は昨秋以降、ワクチン接種効果等もあり、感染者数は減少傾向に有りましたが、新しい変異ウイルスの出現により予断を許さない状況にあります。

一人ひとりの感染対策の徹底により、一日も早く経済の回復と日常を取り戻し、安全・衛生大会が安心して開催できる状況になることを願っております。

昨年は東京オリンピック・パラリンピックが無観客ではありましたが開催されました。世界中から多くの選手団が参加し、高いパフォーマンスを見せてくれたアスリートの活躍に感動を覚えました。メジャーリーグでの大谷選手の二刀流の活躍とともに、スポーツの持つ力に勇気を頂いた出来事でもありました。

さて、昨年の管内の労働災害は、前年と比べ大幅に増加しております。(2021年11月末の速報値で前年比約35%増)コロナ感染症の影響もありますが、転倒や腰痛災害、転落・墜落災害の増加が顕著となっており、死亡に至る重篤な災害も多発しています。また、高齢者の労働災害も増加しており、これらの災害防止対策を徹底して実施することも重要な課題となっています。2022年度は「第13次労働災害防止計画」の最終年となります。目標を達成し、職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって労務安全衛生活動を推進することが大切と考えます。

このような状況の中、当支部におきましても、効果的でタイムリーな講習会等の開催を、関係諸官庁、諸団体と連携して取り組んでまいります。引き続き皆様方のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員事業場の皆様のご健勝とご多幸を祈念しまして新年のご挨拶とさせていただきます。

# 年 頭 の ご 挨 拶

川崎北労働基準監督署

署長 松本 進吾



新年あけましておめでとうございます。

令和4年の年頭にあたり、公益社団法人神奈川労務安全衛生協会川崎北支部及び会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、日頃から労働条件の確保、労働災害防止活動をはじめ、労働基準行政の推進に多大なご理解とご協力をいただいていることに対しまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。

新年を迎えるに際しまして、最近の労働基準行政の動向について、いくつかご紹介させていただきます。

## (1)新しい働き方への対応・柔軟な働き方がしやすい環境の整備

平成30年6月に、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するため、①働き方改革の総合的かつ継続的な推進②長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現③雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保、の大きく3つの課題について対応するため、8本の法律改正が盛り込まれた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響下、「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した新しい働き方が求められる中で、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できることや、適切な労務管理下において、業務を進めていくことができるようにすることは、益々、重要な課題となっています。

こうした働き方改革や新型コロナウイルス感染症への対応等の観点から、①副業・兼業の促進に関するガイドライン(令和2年9月)②フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(令和3年3月)③テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン(令和3年3月)と、各種ガイドラインの整備が進められています。

## (2)脳・心臓疾患に関する労災認定基準の見直し

脳・心臓疾患に関する労災認定基準は、策定されてから約20年を経過する中、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていたことから、最新の医学的知見を踏まえた検証が行われ、令和3年9月に改正されました。主な改正点は次のとおりです。

- ①長期間の過重業務の評価に当たり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化
- ②長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因の見直し
- ③短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化
- ④対象疾病に「重篤な心不全」を追加

今後改正後の認定基準を踏まえ、迅速・適正な労災補償を行ってまいります。併せて、業務を原因とする脳・心臓疾患の発症を防止するため、①長時間労働の削減に向けた取組の徹底②過重労働による健康障害の防止③国民に対する啓発活動、を進めていくこととしております。

## (3)職場における化学物質等の管理のあり方を見直し

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上り、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくなく、法令により規制されていない物質が引き起こす労働災害が頻発しています。

こうした課題について、厚生労働省に学識経験者、労使関係者による検討会が設置され、国際的な規制動向も踏まえ、15回にわたり議論を重ね、職場における化学物質等の管理のあり方が検討され、報告書が令和3年7月に公表されました。

報告書では、労働者のばく露防止対策等を定めた化学物質規制体系を、現在行われている、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、①ばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充する②事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行するの2点を原則とする仕組み、「自律的な管理」に移行するということが提言されています。

この提言を受け、厚生労働省は、速やかに労働安全衛生法に基づく関係法令の改正の検討を進める方針であり、化学物質管理の大きな転換期が訪れようとしています。今後の動向にもご留意いただきたいと思います。

以上、3点ご紹介させていただきましたが、労働基準行政の取り組むべき課題は多岐にわたります。今年も、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響も注視しつつ、行政運営を展開してまいりますので、皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会及び会員の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

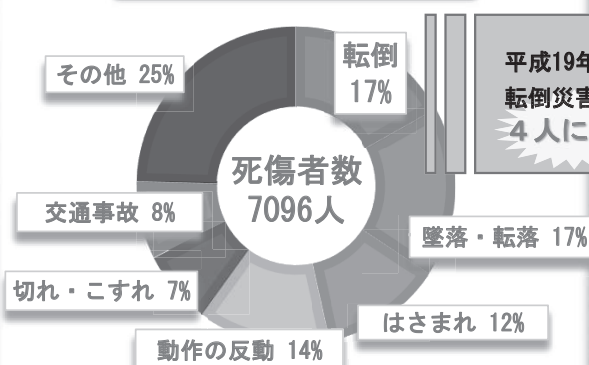
# 川崎北労働基準監督署からのお知らせ

## 冬季の転倒防止！「全集中！！」

### 「STOP!転倒災害プロジェクト神奈川2021」推進中

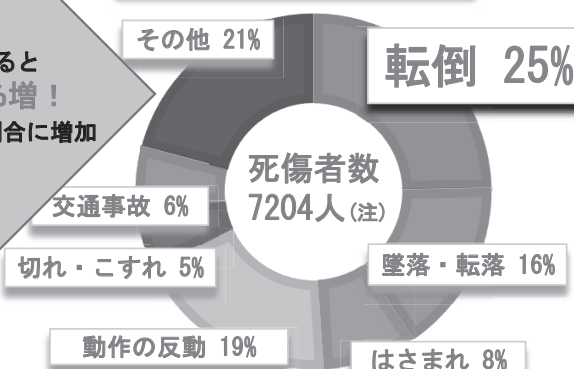
令和2年に神奈川県内で発生した労働災害（休業4日以上死傷災害）による死傷者数は7,617人、事故の型別に分類すると「転倒」が1,772人で全体の約25%を占めており、近年、増加傾向にあります。

平成19年の事故の型別  
労働災害発生状況



平成19年と比べると  
転倒災害は8%増！  
4人に1人の割合に増加

令和2年の事故の型別  
労働災害発生状況



(注) コロナリ患者413人除く

さらに、冬季は積雪や凍結による転倒のリスクが高まります。降雪の翌日以後の残雪にも注意してください。

過去の災害事例

#### (事例1)

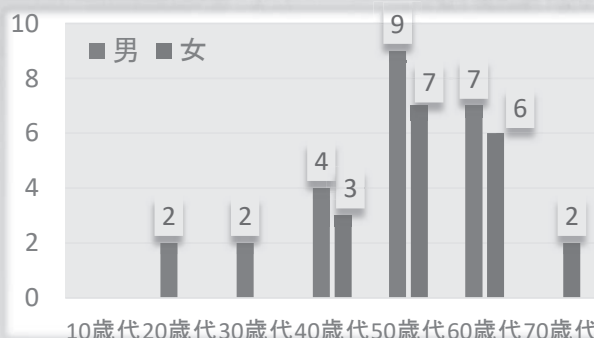
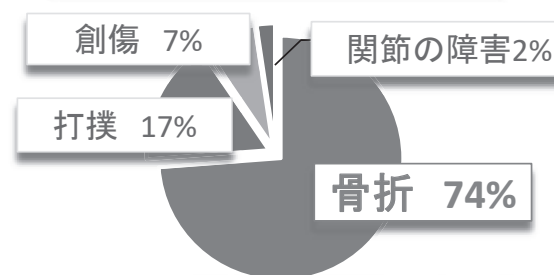
洗濯物の運搬中、凍結した路面に足を滑らせて転倒した。日の出前で薄暗かったため路面の凍結に気づかなかった。



#### (事例2)

トラックの後部リフトを使った荷降ろし作業中、リフトに足を乗せたときに、靴裏についた雪で滑って転倒した。

凍結、積雪による転倒災害  
過去5年間の1～3月 合計42件



2月は、転倒災害防止の重点取組期間です！

神奈川労働局・県下各労働基準監督署



皆さまの職場には似たような危険はありませんか？  
転倒災害を防ぐには、次の取り組みが有効です。

- 1 作業場所の整理整頓
- 2 作業場所の清掃
- 3 毎日の運動



以下のチェック項目で事業場を点検してみましょう。

「ころばNICEかながわ体操」

|   | チェック項目                                           | ☑                        |
|---|--------------------------------------------------|--------------------------|
| 1 | 通路、階段、出口に物を放置していませんか                             | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか               | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか                  | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 転倒を予防するための教育を行っていますか                             | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 作業靴は、作業現場に合った対滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいますか       | <input type="checkbox"/> |
| 6 | ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか        | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 段差のある箇所や滑りやすい場所などを、標識などで注意喚起していますか               | <input type="checkbox"/> |
| 8 | ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか | <input type="checkbox"/> |
| 9 | ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか                     | <input type="checkbox"/> |

冬季に積雪や凍結による転倒災害を防ぎましょう。

#### ①天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し早めの対策をとりましょう。

#### ②時間に余裕をもって歩行、作業を行う

悪天候による交通機関の遅れが見込まれる場合は、時間に余裕をもって出勤するようにし、落ち着いて作業をするように心がけましょう。屋外では小さな歩幅で靴の裏全面を地面につけて歩くようにしましょう。

#### ③駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意する

駐車場内や駐車場から職場までの通路に除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、出入口には転倒防止用マットを敷き、照明設備を設けて夜間の照度を確保しましょう。

#### ④職場の危険マップ、適切な履物、歩行方法などの教育を行う。

職場内で労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、危険マップなどにより労働者に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物選びや雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。



# 令和3年 労働者死傷病報告受理状況

川崎北労働基準監督署  
(12月末現在)

| 業種          | 年 | 当 年<br>(令和3年) | 前 年<br>(令和2年) | 増減数     | 増減率    |
|-------------|---|---------------|---------------|---------|--------|
| 01 製造業小計    |   | 33 (1)        | 28 (0)        | 5 (1)   | 17.9%  |
| 02 鉱業小計     |   | 0 (0)         | 0 (0)         | 0 (0)   | —      |
| 03 建設業小計    |   | 72 (0)        | 61 (1)        | 11 -(1) | 18.0%  |
| 04 運輸交通業小計  |   | 68 (0)        | 47 (0)        | 21 (0)  | 44.7%  |
| 05 貨物取扱小計   |   | 14 (0)        | 2 (0)         | 12 (0)  | 600.0% |
| 06 農林業小計    |   | 12 (0)        | 5 (0)         | 7 (0)   | 140.0% |
| 07 畜産・水産業小計 |   | 0 (0)         | 0 (0)         | 0 (0)   | —      |
| 08 商業       |   | 124 (0)       | 119 (0)       | 5 (0)   | 4.2%   |
| 09 金融・広告業   |   | 2 (0)         | 0 (0)         | 2 (0)   | —      |
| 10 映画・演劇業   |   | 4 (0)         | 0 (0)         | 4 (0)   | —      |
| 11 通信業      |   | 9 (0)         | 12 (0)        | -3 (0)  | -25.0% |
| 12 教育・研究    |   | 9 (0)         | 6 (0)         | 3 (0)   | 50.0%  |
| 13 保健衛生業    |   | 167 (1)       | 96 (0)        | 71 (1)  | 74.0%  |
| 14 接客・娯楽    |   | 51 (0)        | 33 (0)        | 18 (0)  | 54.5%  |
| 15 清掃・と畜    |   | 23 (0)        | 28 (0)        | -5 (0)  | -17.9% |
| 16 官公署      |   | 0 (0)         | 0 (0)         | 0 (0)   | —      |
| 17 その他の事業   |   | 23 (0)        | 20 (0)        | 3 (0)   | 15.0%  |
| 合 計         |   | 611 (2)       | 457 (1)       | 154 (1) | 33.7%  |

※各欄左側の数字は休業4日以上災害件数、右側( )内は死亡災害件数(内数)

不明な点は川崎北労働基準監督署までお問い合わせください。

電話044-382-3190

## 職 長 教 育

11月19・30日の2日間にわたり、高津市民館にて、労働安全衛生法第60条に基づく「職長教育」を安全選任時研修講師・RSTトレーナーの相馬氏の熱心な講義のもと、会員事業場より8名の方が受講しました。

職長の役割をはじめとし、作業中における監督・指

示のやり方、KYT活動やリスクアセスメントの実践から講師の経験談も交えて解りやすく講義をいただきました。現場での職長としての職務にお役立ていただくことを期待しております。

今後も継続して当支部にてこの講習会を開催してまいりますので、各事業所様におかれましては、奮って受講いただけますようよろしくお願いします。



職長教育  
講師：相馬 睦寛氏



職長教育 2日目  
グループディスカッション



職長教育 1日目  
受講風景



謹賀新年

本年もよろしくお願い申し上げます。

NECプラットフォームズ株式会社

川崎市高津区北見方二一六〇一  
TEL 〇四四―八一一―一一一一

株式会社光洲産業

代表取締役 光 田 栄 吉

川崎市高津区久地四一〇一―二  
TEL 〇四四―八二二―〇七九五

サントリーホールディングス株式会社

川崎市中原区今井上町一三―二  
TEL 〇四四―七三八―五一五一

聖マリアンナ医科大学病院

川崎市宮前区菅生二一六〇一  
TEL 〇四四―九七七―八一一一

東京応化工業株式会社

川崎市中原区中丸子一五〇  
TEL 〇四四―四三五―三〇〇五

株式会社日経東京製作センター

川崎工場

工場 長 桐 生 好 信

川崎市高津区久地三一六―一二二  
TEL 〇四四―八二〇―三〇一八

日本電気株式会社

玉川事業場

地区責任者 古 賀 智 己

川崎市中原区下沼部一七五三  
TEL 〇四四―四三五―一〇一三

富士通株式会社

川崎工場

川崎工場長 小 山 晃 生

川崎市中原区上小田中四一―一  
TEL 〇四四―七七七―一一一一

株式会社富士通ゼネラル

川崎市高津区末長三一三一―七  
TEL 〇四四―八六六―一一一一

三菱ふそうトラック・バス株式会社

川崎市中原区大倉町一〇  
TEL 〇四四―三三〇―七七〇〇

公益社団法人神奈川労働安全衛生協会

川崎北支部

支 部 長 今 井 数 夫

川崎市高津区二子五―二一五  
TEL 〇四四―八五〇―八六二一

